

令和5年度相模原市トライアル発注認定制度募集案内

1 制度の概要

優れた新商品の生産及び新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る市内中小企業者を認定し、当該新商品及び新役務（サービス）の販路開拓を支援し、地域経済の振興を図るとともに、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定に基づき、当該新商品等を随意契約により試験的に購入し、評価する制度です。

※必ずしも認定した新商品等を市が購入するものではありません。

※本募集案内中の「新商品等」とは、新商品及び新役務（サービス）を指します。

※本募集案内中の「購入」とは、物品を購入すること及び役務の提供を受けることを指します。

※相模原市の機関と随意契約できるのは新事業分野開拓者として認定された事業者です。販売代理店等とは随意契約できません。

2 認定について

（1）対象となる新商品及び新役務（サービス）

対象となる新商品等（以下「新製品等」といいます。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。ただし、食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品、工事における工法及び技術は除きます。

- ア 申請時において、販売又は提供開始からおおむね5年以内であること。
- イ 既存の製品又は役務とは著しく異なり、優れた使用価値を有していること。
- ウ 市場性が見込まれる製品又は役務であること。
- エ 市の機関において用途が見込まれる製品又は役務であること。
- オ 製品の生産又は役務の提供の方法や資金調達の方法などが確実に実行可能であること。

※製品（物品）と役務（サービス）について

製品（物品）・役務（サービス）のいずれかの区分を選択して申請してください。

【製品（物品）】

- ・既製品として生産されるもの。
- ・物品等買い入れ契約により調達されるもの。

【役務（サービス）】

- ・各種サービスの提供を行うもの。
- ・発注者の仕様により生産・提供されるもの。

（参考）

※商品単体で動作するソフトウェアなど、その物品のみで機能・性能の提供が可能なものは、製品（物品）に区分されます。

※製品（物品）のみでは機能・性能の実現が困難なものは、役務（サービス）に区分され

ます。

(2) 対象者

相模原市内に事業所を有し、かつ市民税を完納している中小企業者、協同組合等

※本制度は、新製品等を生産・提供する事業者を対象としています。したがって、新製品等の製造元ではない事業者（販売代理店等）からの申請は対象外となります。

※物品の場合、工場を持たず製造工程を他社へ委託している事業者等であっても、自らが企画・製造元で、自社商品として販売する場合は対象となります。

※役務の場合、提供する役務の主たる部分を自ら実施する事業者が対象となります。

(3) 認定期間

令和8年3月31日（認定された日から2年後の年度末）まで

(4) 認定後の支援

ア 認定製品は、市ホームページ等への掲載、カタログ・PR 動画の作成及び展示会への出展等を通して広く PR します。

イ （公財）相模原市産業振興財団が実施する「見本市出展助成事業」において、助成率等を優遇します。※別途審査あり。

ウ 認定商品の一部を相模原市の機関が試験的に購入し評価します。

※認定製品の購入を保証するものではありません。

3 申請方法

(1) 申請書類

次のアからクまでの資料をご提出ください。

ア 新製品等の生産又は提供による新事業分野開拓者認定申請書（第1号様式）

…1部

イ 新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（第2号様式） …1部

ウ 申請日から起算して3月以内に発行された登記事項証明書 …1部

（個人の場合は住民票記載事項証明書及び個人事業の開業・廃業等届出書の写し）

エ 直近の市民税の領収書又は納税証明書の写し …1部

（1期目の申告納期限が未到来の場合は、設立・開設届出書の写し）

オ 直近2営業期間の貸借対照表及び損益計算書（個人の場合は確定申告書の写し）

…1部

（設立後間もない等の理由でこれらの書類がない場合は、直近1年間の事業内容等を記載した書類）

カ 暴力団員等に該当しないことの誓約書（第3号様式） …1部

キ 役員等氏名一覧表（第4号様式） …1部

ク その他新製品等の詳細が分かる資料 …10部

※必要に応じて、追加の書類提出をしていただく場合があります。

※提出された書類等は一切返却いたしません。

※上記「ア、イ、キ」については、紙での提出のほか、メールにて Word データの提出もお願いします。

(2) 受付期間

令和5年4月17日（月）～5月31日（水）必着

(3) 提出方法

直接持参または郵送に限ります。

(4) 提出先、お問合せ先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市 環境経済局 産業支援課（相模原市役所 本館5階）

電話：042-707-7154（直通）

メール：sangyou.s@city.sagamihara.kanagawa.jp

4 申請書類の様式

さがみはらものづくり企業支援サイトからダウンロードするか、相模原市産業支援課（電話：042-707-7154）まで御連絡ください。

URL https://industry.city.sagamihara.kanagawa.jp/cat_info/trial/

5 認定の流れ

(1) 書類審査

提出書類に基づき審査します。

(2) 学識経験者等からの意見聴取

認定の参考とするため、申請内容について学識経験者等から意見を聴取します。

申請者は、学識経験者等に対して、申請内容についてプレゼンテーションを行っていただきます。

※プレゼンテーションの実施日時・会場等の詳細は、改めてお知らせします。

(3) 審査結果の通知等

審査の結果（認定及び不認定）については、速やかに申請者に対し書面をもって通知します。その後、認定事業者の名称や新製品等の名称等を相模原市ホームページ等で公表します。

(4) その他

ア 必要に応じて、申請者へヒアリング等を実施する場合があります。

イ 審査経過及び審査結果に関するお問合せには、一切応じられません。

6 スケジュール（予定）

令和5年4月17日から5月31日まで	募集期間
令和5年7月	学識経験者等からの意見聴取
令和5年9月	審査結果通知、公表
令和5年10月	認定製品のカタログ作成

7 その他

- （1）市が認定製品の購入を保証するものではありません。
- （2）市が認定製品を購入した際、評価を行います、その品質等を保証するものではありません。
- （3）認定後に、申請者が虚偽の申請を行ったことが判明した場合や、製品や事業者が要件（2 認定について（1）及び（2））に該当しなくなった場合には、認定を取り消すことがあります。

以 上